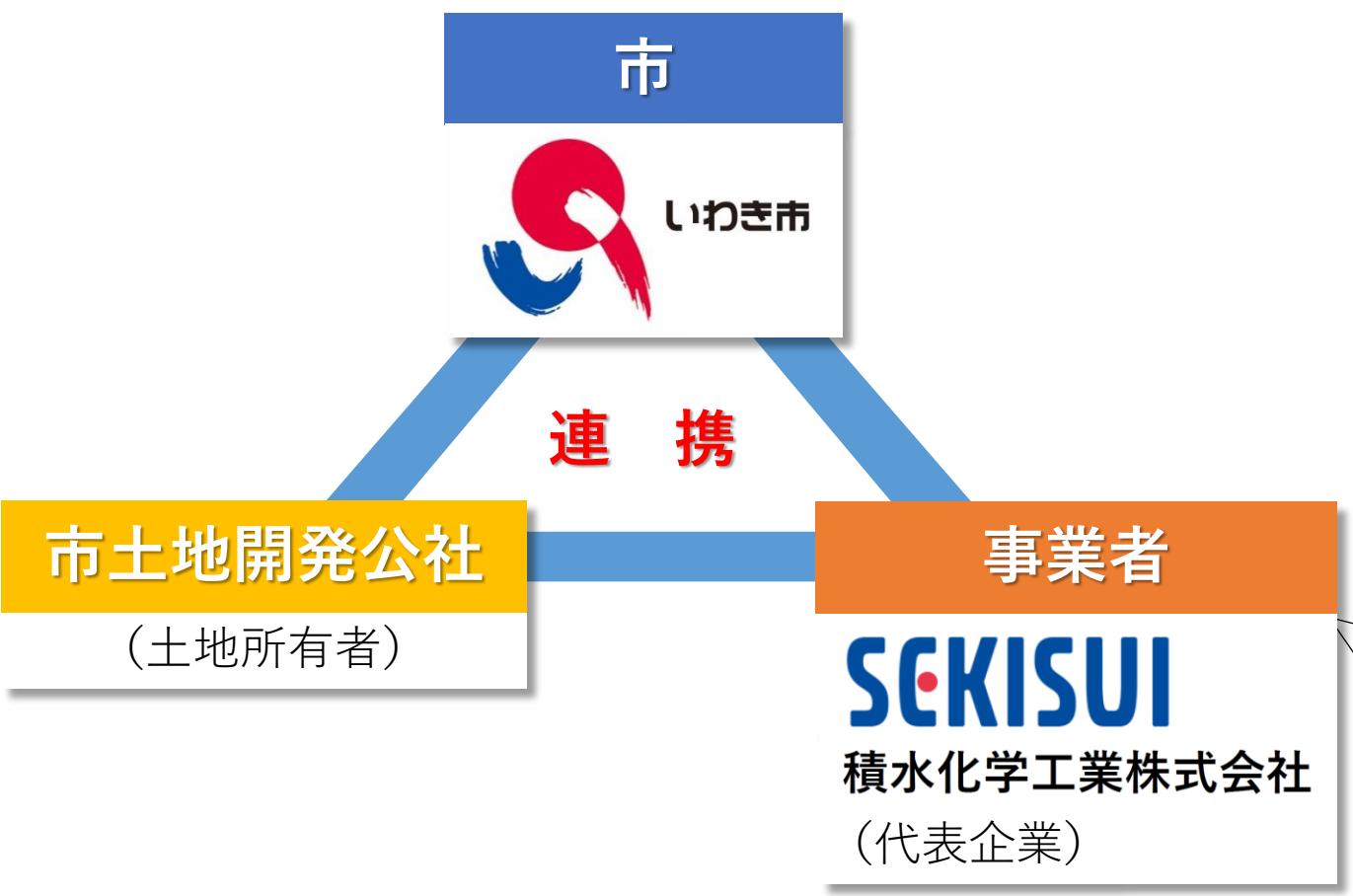


○ 基本協定締結の目的

いわきスマートタウンモデル地区推進事業の基本協定は、本事業の「実施に向けて必要な事項」を定めるもの。

- ① 選定された事業者が優先交渉権を与えられたことの確認
- ② 実施体制の明確化
- ③ 実施計画策定（事業実施協定締結）までに必要な事務の役割分担等

○ 基本協定締結の主体・実施体制



- 代表企業
積水化学工業株式会社
 - 構成企業
大和ハウス工業株式会社
株式会社合人社計画研究所
 - 参加企業
セキスイ合人社タウンマネジメント株式会社
株式会社Secual
ジオテクノロジーズ株式会社
東部ガス株式会社
東北電力株式会社
コスモ石油マーケティング株式会社
根本通商株式会社
Community Mobility株式会社
株式会社マルチグループホールディングス
一般財団法人住宅生産振興財団
- 優先交渉権者